

6.12.1.3 評価

1) 工事の実施

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

① 環境保全措置

ア) 基盤環境

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 法面や滑走路周辺の緑化を行う。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、事業実施区域周辺に最も広範に分布し、事業の実施による改変面積が最も大きい草地環境を回復することができ、草地性の生物群集の生息環境が確保されることから、基盤環境の改変に伴う調査地域全体の生物群集の規模や種構成に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

イ) 地域を特徴づける生態系の注目種

(ア) カムリワシ

a) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による生息状況の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 低騒音型の機種を使用する。
- ・ 資機材運搬車両等の運行経路は、カムリワシの非繁殖期における主要な採餌場となっている県道新川白保線を通らず、つがいの最大行動圏から最短でも600m離れた路線を選定する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、建設機械の稼働に伴う騒音によるカタフタ山のカムリワシ繁殖つがいの繁殖行動や主要な餌場における採餌行動へ及ぼす環境影響の程度は、極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

また、資機材運搬車両等の運行による騒音が及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

b) 航空障害灯の設置工事に伴う生息状況の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 航空障害灯の工事は人力作業を基本とする。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、航空障害灯の設置工事に伴う一時的なカムリワシの生息・繁殖行動に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいものとは判断されない。このため、「事業実施区域周辺の重要な個体群の存続」を環境保全上の基本的な考え方とし、環境保全措置を以下のとおり検討した。

- ・ 航空障害灯の工事は、繁殖期を避けて雛の巣立ちから次の繁殖シーズンが始まる前（9～11月）に終了する。